

○鳥取県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

昭和62年3月23日

本部訓令第8号

鳥取県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

(目的)

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「鉄道規則」という。）に基づき、鳥取県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(活動拠点)

第2条 鉄道警察隊の活動拠点は、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部米子駅とする。

(派遣所の設置)

第3条 鉄道警察隊の効率的運営を図るため、警察官派遣所を設置することができる。

(担当区域)

第4条 鉄道警察隊の担当区域は、別表1のとおりとする。

2 鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）は、任務遂行上必要があると認めるときは、担当区域外において活動させることができる。

(連絡協調)

第5条 生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）は、警察本部（以下「本部」という。）の課、隊、所及び警察署の長（以下「所属長」という。）と有機的連携を保ち、鉄道警察隊の総合的かつ効率的運営を図るよう努めなければならない。

2 隊長は、関係府県警察の鉄道警察隊長及び鉄道事業者等関係機関、団体と常に緊密な連携を保持しなければならない。

(勤務制等)

第6条 鉄道警察隊員（以下「隊員」という。）の勤務制は、警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（平成6年鳥取県警察本部訓令第31号）第2条第1項別表に定める日勤制の毎日勤務とする。

(勤務時間及び活動指定基準)

第7条 前条に規定する勤務時間及び活動指定基準については、別表2のとおりとする。

(月間活動計画)

第8条 隊長は、鉄道規則第3条に定める諸活動を計画的に行うため、地域課長の承認を受けて次に掲げる事項を内容とする月間活動計画を定めなければならない。

- (1) 月間の活動重点
- (2) 月間の主な行事計画
- (3) 月間の列車警乗計画
- (4) その他月間の活動に必要な事項

2 隊長は、前項の月間活動計画について変更するときは、地域課長の承認を受けなければならない。

3 前項の月間活動計画は、関係の所属長に通報するものとする。

(勤務計画及び活動指定)

第9条 隊長は、別表2の活動指定基準及び月間活動計画に基づき、隊員の勤務計画を策定し、当務日ごとの活動について具体的に指示しなければならない。

2 隊長は、前項の勤務計画について変更を要する理由が認められるときは、必要な調整を行うものとする。

3 隊員は、勤務計画を変更する場合は、事前に隊長の承認を得なければならない。

(活動要領等)

第10条 鉄道警察隊の行う警ら、警戒警備及び列車警乗活動等の実施要領は、別に定める。

(事件等の処理範囲及び処理基準)

第11条 鉄道警察隊は、事件又は事故について、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行なった後、その処理を関係警察署に引き継ぐものとする。

2 鉄道規則第4条第2項に定める初動措置の基準は、別表3のとおりとする。

(身柄の引渡し)

第12条 隊員が被疑者を逮捕し、又は常人から被疑者の引渡しを受けたときは、原則として逮捕地を管轄する警察署に引き渡すものとする。ただし、列車警乗の任務に従業中、被疑者を逮捕し、又はその引渡しを受けたときは、列車の進行方向における最寄りの停車駅を管轄する警察署に引き渡すことができる。

2 前項により難いと認められるときは、地域課長が本部の当該事件の主管課長と協議のうえ、関係の警察署に引き渡すものとする。

(応援派遣)

第13条 鉄道警察隊の応援派遣を必要とする所属長は、地域課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に応援派遣を要請することができる。

2 前項により派遣された隊員は、派遣を要請した所属長の指揮を受けて活動を行うものとする。

(教養訓練)

第14条 地域課長及び隊長は、隊員に対し、鉄道警察隊の活動に必要な教養及び訓練を計画的に実施しなければならない。

(連絡責任者)

第15条 鉄道規則第14条第2項に定める連絡主任者は、隊長が指名する者をもつて充てる。

(制服の着用等)

第16条 隊員は制服を着用し、警察庁長官の定める標章を当該制服の左襟に装着しなければならない。

2 隊員は、隊長の指示のある場合を除き、別添に定める鉄道警察隊腕章を左上腕部に装着しなければならない。

3 隊長は、事件、事故等処理するについて必要があると認める場合は、第1項の規定に拘らず、私服を着用させることができる。

(実施細目)

第17条 地域課長は、本部長の承認を受けて、この訓令の施行に関し必要な実施細目を定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月3日本部訓令第19号)

この訓令は、平成4年7月3日から施行する。

附 則 (平成4年7月21日本部訓令第21号)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月25日本部訓令第25号)

この訓令は、平成6年12月3日から施行する。

附 則 (平成6年12月28日本部訓令第31号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月15日本部訓令第3号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月22日本部訓令第15号)

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月22日本部訓令第17号)

この訓令は、平成14年9月15日から施行する。

附 則（平成17年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日本部訓令第8号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第3号）

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（平成29年5月19日本部訓令第15号）

この訓令は、平成29年5月22日から施行する。

附 則（平成31年1月11日本部訓令第1号）

この訓令は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（令和5年12月8日本部訓令第24号）

この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

鉄道警察隊の担当区域

- 山陰本線一鳥取、浜村、倉吉、琴浦大山及び米子警察署管内の鉄道施設
- 因美線一鳥取、郡家及び智頭警察署管内の鉄道施設
- 若桜線一郡家警察署管内の鉄道施設
- 智頭線一智頭警察署管内の鉄道施設
- 伯備線一米子及び黒坂警察署管内の鉄道施設
- 境線一米子及び境港警察署管内の鉄道施設

別表2（第7条関係）

鉄道警察隊の活動指定基準

勤務制	活動区分	勤務時間				休憩時間
		警ら	警戒	警乗	計	
日勤制毎 日勤務	A 6:30~15:15	1時間から	1時間から	1週間を通 じて3時間 から11時 間	7時間45分	1時間
	B 7:30~16:15	7時間	7時間			
	C 9:30~18:15					
	D 12:00~20:45					

E	8:30~17:15					
---	------------	--	--	--	--	--

別表3（第11条関係）

事件、事故等の処理基準

事案の種別	処理要領	作成書類	備考
1 被害届の受理	<p>(1) 鉄道施設内で発生した事案については、管轄（担当）区域のいかんにかかわらず受理する。</p> <p>(2) 被害状況を聴取し、その概要を所轄警察署に通報する。</p> <p>なお、現場鑑識活動を必要とする事案については、直ちに現場に臨場し、次の初動措置をとる。</p> <p>ア 現場保存を行う。</p> <p>イ 遺留品、現場指紋等証拠資料の発見収集に努める。</p> <p>ウ 目撃者、参考人を確保する。</p> <p>(3) 関係書類を作成して関係警察署に引き継ぐ。</p>	<p>○被害届、捜査報告書、必要により参考人供述調書、なお、現場臨場した事案については、実況見分調書</p>	<p>○鉄道施設外における事案については、公衆接遇上受理することが妥当と認められる場合には左記に準じた措置を行う。</p>
2 急訴事件	<p>(1) 事件概要を確認し、所轄警察署に速報するとともに、必要により通信指令室に通報する。</p> <p>(2) 現場に急行し、次の応急措置をとる。</p> <p>ア 犯行継続中のものは、これを制止する。なお、逮捕を必要とする場合は、次項の「被疑者の逮捕」に準じた措置をとること。</p> <p>イ 負傷者の救護に当たる。</p> <p>ウ 現場保存を行う。</p> <p>エ 遺留品等証拠資料の発見及び収集に努める。</p>	<p>○逮捕手続書          捜索差押調書          任意提出書          領置調書          押収品目録交付書          捜査報告書</p>	

	<p>オ 目撃者、参考人を確保する。</p> <p>カ 領置を必要とする物件がある場合は、これを領置する。</p> <p>(3) 所轄警察署員の臨場をまつて事件を引き継ぐ。</p>		
3 被疑者の逮捕	<p>(1) 逮捕の要件と理由を確認して逮捕する。この場合、時に、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 常人逮捕の場合は、逮捕者の住所、氏名及び逮捕の理由を確認する。</p> <p>イ 指名手配被疑者の場合は、逮捕状の有効期間を確認する。</p> <p>(2) 逮捕の現場で身体搜検を徹底し、証拠物、凶器等の発見に努める。</p> <p>(3) 所轄警察署の司法警察員に引致して、関係書類、証拠資料とともに、身柄を引き継ぐ。</p>	<p>○逮捕手続書</p> <p>捜索差押調書</p> <p>押収品目録交付書</p>	
4 列車事故	<p>(1) 直ちに現場に急行し、次の措置をとる。</p> <p>ア 事故発生時刻及び場所、列車種別、乗務員等の関係者、負傷者の状況等を把握し、その概要を通信指令室又は所轄警察署に速報する。</p> <p>イ 負傷者の救護に当たる。</p> <p>ウ 乗務員等関係者と協力して乗客の避難誘導に当たる。</p> <p>エ 乗務員等関係者と協力して被害の拡大と二重衝突事故防止のため必要な応急措置をとる。</p> <p>オ 現場の上級幹部が責任者となつて、現場保存範囲を決定し確保する。</p>	<p>○捜査報告書等</p> <p>適宜必要な書類</p>	<p>○列車警乗中の事故についても、左記に準じた措置をとる。</p> <p>○旅客鉄道会社への通報等必要な措置をとる。</p> <p>○所轄警察署員臨場後は、現場責任者の指揮下に入り、必要な任務に従事する。</p>

	<p>カ 乗務員、目撃者、参考人等の確保に努める。</p> <p>(2) 所轄警察署員の臨場をまつて引き継ぐ。</p>		
5 交通事故	<p>(1) 物損事故</p> <p>関係者から事情聴取するとともに所轄警察署に通報して引き継ぐ。</p>		<p>○鉄道施設外における交通事故を認知した場合は、所轄警察署に通報する。ただし、急を要する場合は、左記に準じた措置をとり、所轄警察署員の臨場をまつて引き継ぐ。</p>
	<p>(2) 人身事故</p> <p>ア 所轄警察署に通報した後、現場に急行して次の応急措置をとる。</p> <p>(ア) 負傷者の救護に当たる。</p> <p>(イ) 危険防止及び交通の回復のため必要な交通整理を行う。</p> <p>(ウ) 目撃者等参考人を確保する。</p> <p>(エ) 必要な現場保存を行う。</p> <p>イ 所轄警察署員の臨場をまつて引き継ぐ。</p>	<p>○捜査報告書等 適宜必要な書類</p>	
	<p>(3) 踏切事故</p> <p>ア 列車乗務員と協力して、二重衝突事故防止のため、必要な措置をとる。</p> <p>イ 上記以外は、前記(1)、(2)に準じた措置をとる。</p>	<p>○捜査報告書等 適宜必要な書類</p>	
6 交通法令違反	<p>(1) 違反の程度が軽微で具体的な危険性がなく、かつ、他の交通に迷惑を及ぼさないものについては、現場で指導注意する。</p> <p>(2) 交通反則切符を作成して違反を告知した事件は、地域課長に報告のうえ、交通反則通告センターに引き継ぐ。</p> <p>(3) その他の交通法令違反については、関係書類を添えて地域課長に報告する。</p>	<p>○交通切符、交通反則切符、必要により捜査報告書、実況見分調書、被疑者(参考人)供述調書、交通安全指導票</p>	

7 往来妨害	<p>(1) 置石等往来妨害事案を認知した場合は、所轄警察署に速報するとともに現場に急行して次の措置をとる。</p> <p>ア 目撃者等参考人を確保する。</p> <p>イ 証拠資料の発見、収集に努める。</p> <p>ウ 領置を必要とする物件がある場合は、これを領置する。</p> <p>(2) 所轄警察署員の臨場をまつて事件を引き継ぐ。</p>	○捜査報告書 領置調書	
8 保護	<p>自殺企図者、精神障害者、でい酔者、家出人、行旅病人、負傷者等要保護者を発見したときは、応急の措置を行い、所轄警察署に通報して引き継ぐ。ただし、直ちに医療措置を要するときは、病院収容後に引き継ぐ。</p>	○保護カード 必要によりその他の書類	
9 街頭 (列車) 補導	<p>(1) 現場の注意指導で足りる事案は、その場で措置する。</p> <p>(2) その他継続した措置を必要とする事案については、所轄警察署に通報して引き継ぐ。</p>	○少年補導票	
10 変死 事件	<p>(1) 届け出を受けたときは、その概要を所轄警察署に通報するとともに、現場に急行して次の措置をとる。</p> <p>ア 現場保存を行う。</p> <p>イ 死体の隠ぺい（毛布等で覆い、公衆の目に触れないようにする。）措置をとる。</p> <p>ウ 身元確認資料及び所持金品を確保する。</p> <p>エ 発見者その他参考人を確保する。</p> <p>(2) 所轄警察署員の臨場をまつて引き継</p>	○捜査報告書 必要によりその他の書類	

	ぐ。		
11 犯罪者の置去り物件	<p>(1) 任意提出を求め領置する。</p> <p>(2) 隊員が発見したものについては、領置する。</p> <p>(3) ぞう品照会を行つた後、速やかに所轄警察署に關係書類とともに引き継ぐ。</p>	<p>○任意提出書</p> <p>領置調書</p> <p>押収品目録交付書</p> <p>捜査報告書</p>	
12 告訴、告発、自首	<p>(1) 事情を聴取し、隊長に報告して指揮を受ける。</p> <p>(2) 所轄警察署に通報して事件を引き継ぐ。</p>	<p>○必要により逮捕手続書、捜索差押調書</p>	
13 土砂崩壊等災害時の措置	<p>沿線の警ら警戒等の際に風水害、土砂崩壊等により軌道上の異常を発見した際は、次の措置をとる。</p> <p>(1) 沿線鉄道電話又は携帯無線機により、鉄道会社に速報する。</p> <p>(2) 進行列車による脱線事故を防止するため、列車停止のため必要な応急措置を行う。</p>		
14 避難誘導等の措置	<p>駅構内の火災、爆発物の仕掛け等避難誘導を必要とする事案の発生を認知した際は、所轄警察署に速報のうえ現場に急行して次の措置を行う。</p> <p>(1) 旅客会社の職員と協力して旅客等の避難誘導を行う。</p> <p>(2) 立入禁止の措置を講じ、現場保存を行う。</p> <p>(3) 所轄警察署員の臨場をまつて、現場責任者の指揮下に入り、必要な任務に従事する。</p>	<p>○捜査報告書必要によりその他の書類</p>	<p>○列車警乗中の事案については、所轄警察署に速報するとともに車掌等列車乗務員と協力し、旅客の避難誘導を行う。</p> <p>なお、事態が切迫している場合には必要により臨時停車の手配をとる。</p>

		○爆発物については、機動隊爆発物処理班への通報措置を併せて行う。
--	--	----------------------------------

別添

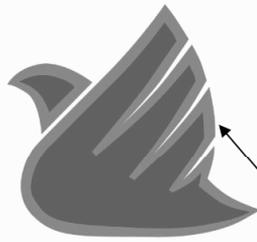
鉄道警察隊腕章

(地色：黄緑色)

鳥取県鉄道警察隊

(黒色)

(黄色)



TOTTORI POLICE

(青色)

RAILWAY POLICE (赤色)

3.5 cm

9.5 cm

